

広島県告示第六百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十四年八月十六日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年八月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道吉金豊栄線	世羅郡世羅町大字小国字竹之迫一〇七〇番四地先から 世羅郡世羅町大字小国字中島四六六番六地先まで	平成二十四年八月五日